

林業施設整備等 利子助成事業



こんなとき、借入金の利子を助成します。

「森林施業を集約化し、木材の加工・流通施設を整備し、木材の安定供給体制を構築したい。」林業者等のこうした思いにお応えして、設備投資などに対する融資の充実を図るのが「林業施設整備等利子助成事業」です。

対象者は？

次の要件のすべてを満たす林業者等のみなさんです。

※林業者等：一定程度の森林を保有する者

- 1 林業経営改善計画又は合理化計画の認定を受けている者
- 2 適切な事業活動を継続することが確実なこと
- 3 森林施業の集約化及び木材の加工・流通体制の改善に取り組んでいること

対象となる資金・融資機関・利子助成期間・利子助成率は？

以下の融資機関の対象資金が助成の対象となります。



1 加工・流通施設等の整備

2 森林取得等

対象資金	対象資金	対象資金
農林漁業施設資金 林産物加工・流通施設や高性能林業機械等を導入するのに必要な資金	森林取得資金 森林施業の集約化を推進するため林地等を取得するのに必要な資金	相続等に必要資金 相続等により森林等の資産が分散することを防止するために必要な資金
融資機関	融資機関	融資機関
(株)日本政策金融公庫	(株)日本政策金融公庫	民間金融機関(※)
利子の助成期間	利子の助成期間	
最長5年間 (ただし、償還終了時まで)	最長10年間 (ただし、償還終了時まで)	
利子の助成率		



- 貸付利率最大 **2%** 分の利子です。(実質無利子化)

※対象資金の貸付利率が年2%を下回る場合は、その資金の貸付利率となります。



補助事業とセットでかしこく利用しましょう。

各種事業と組み合わせればますます有利にご利用できます。たとえば、1/2の補助がある事業と組み合わせれば、残り1/2のうち80%を公庫から借り入れたときの利率の助成も受けることができます。

木材加工施設を整備する事業

補助率1/2



残り1/2のうち80%を公庫から借り入れ

林業施設整備等 利率助成事業

利率分の助成

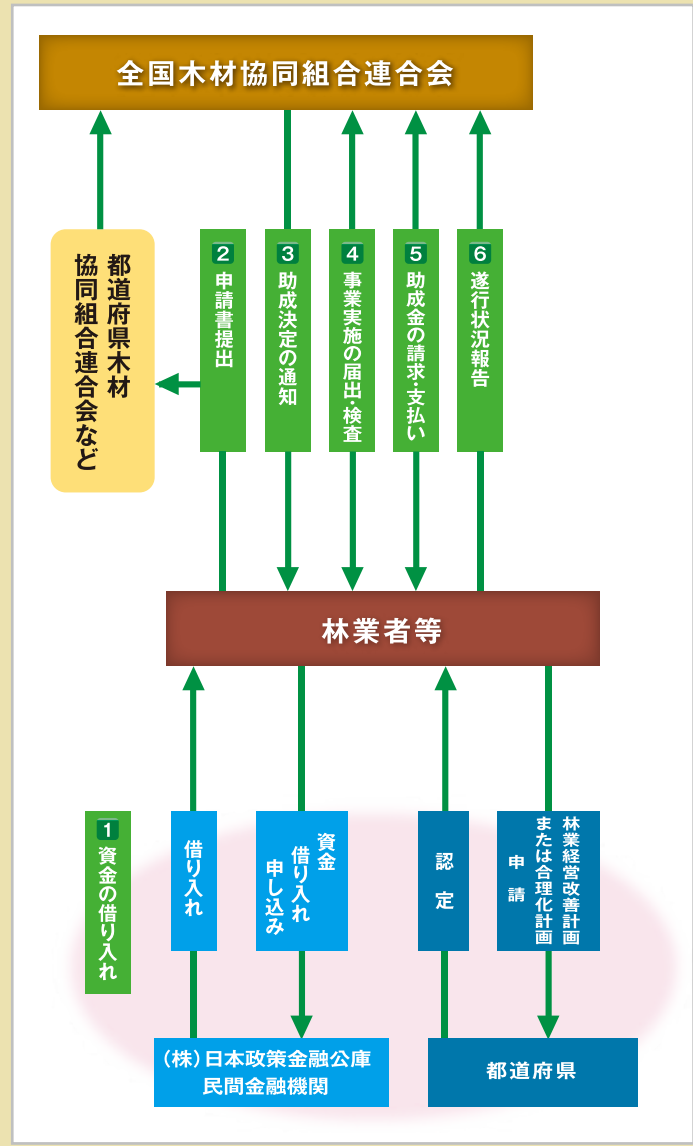


手続きの流れ

全国木材協同組合連合会では、広く事業実施対象者を募集しています。それぞれの事業について、助成申請から助成金の支払いまでの手続きの流れを紹介しましょう。

林業施設整備等利率助成事業

- 1 資金の借り入れ**
林業者等は都道府県から林業経営改善計画または合理化計画の認定を受け、(株)日本政策金融公庫、民間金融機関から資金を借り入れます。
- 2 申請書の提出**
林業者等は、都道府県木材協同組合連合会などを經由して、全国木材協同組合連合会(全木協連)に助成の申請をします。
- 3 助成決定の通知**
全木協連は申請内容を審査し、助成を決定した場合、林業者等に助成決定の通知を行います。
- 4 事業実施の届出・検査**
全木協連は林業者等から事業実施の届出を受け、検査等を行います。
- 5 助成金の請求・支払い**
全木協連は林業者等から提出された(株)日本政策金融公庫、民間金融機関への利息振込の証明書を確認して、助成金を林業者等に支払います。
- 6 遂行状況報告**
林業者等は毎年度、全木協連に事業の遂行状況報告をしていただきます。



● 事業の内容についての詳細は、全国木材協同組合連合会又は最寄りの都道府県木材協同組合連合会までお問い合わせ下さい。

全国木材協同組合連合会

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル6階 TEL.03-3580-3215
<http://www.zenmokukyo.jp/>